

観光情報ポータルサイトのリニューアル等業務 企画提案コンペ仕様書

1 事業名

観光情報ポータルサイトのリニューアル等業務

2 委託の目的

東播磨産業・ツーリズム振興協議会のウェブサイトにて、東播磨地域（明石市、加古川市、高砂市、稲美町及び播磨町の区域をいう。以下同じ。）の魅力を発信するPR動画やものづくり体験ガイド等を新たなコンテンツとして加えるとともに、ユーザーにとってより「見やすく」「使いやすい」ウェブサイトに刷新し、これまで以上に観光資源の情報発信をより効果的に行うことで、県内外からの誘客を促進する。

3 事業期間

契約締結日から令和4年3月25日(金)まで

4 事業費

金8,250,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

既存ウェブサイト（※）のリニューアル業務（以下の業務を含む。）

(1) 東播磨地域の見学可能な工場やものづくり体験施設等を紹介する新しいウェブページ（ものづくり体験ガイド(仮称)）の制作業務

(2) 東播磨地域を訪問したくなる魅力あるPR動画の制作業務

※既存ウェブサイト「<http://www.e-harima-tourism.jp/>」

6 業務要件

(1) コンテンツマネジメントシステム（以下「CMS」）の構築

- ① ウェブサイトについて専門的な知識を持たない者であっても、必要なデータを入力することにより、簡易に情報を登録・更新出来るシステムを導入すること。
- ② 信頼性のある言語（HTML・CSS・Java Script・PHP等）、データベース（MySQL等）を使用すること。
- ③ Windows、Mac、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフトウェアにて閲覧が可能とすること。
- ④ CMSの操作マニュアルを納品すること。操作説明会を複数回行うこと。

(2) サイトデザインの作成

- ① ユーザーが欲しい情報をスムーズに探し出せるよう、視覚的にわかりやすく使いやすいデザインにすること。
- ② スマートフォン、タブレットに最適化されたデザインとすること（レスポンシブデザイン）。
- ③ デザインの作成及び掲載コンテンツについて、どのようなターゲットにどのようなデザイン及びコンテンツを掲載すべきか企画を提案すること。
- ④ アクセシビリティに配慮すること。

(3) コンテンツの内容について

- ① 写真を多用し、視覚的にユーザーへ興味を持たせ、分かりやすいウェブサイトを構築すること。
- ② 現在公開されている観光資源のみでなく新たな観光資源の発掘にも努めること。なお、観光資源の写真については原則受託者が撮影・手配することとする。ただし、別途提供可能な写真は当方から支給する。
- ③ 「見に来てや！東播磨」に代わるキャッチフレーズ、ロゴを2案作成すること（企画提案コンペ時での提案は不要）。
- ④ モデルコースを3コース設定し、特集ページを制作すること。モデルコースの設定については、季節に限定されるものではなく、通年使用できる日帰りを想定した内容とすること。また、特集ページの制作については、ユーザーが訪れることをイメージしやすいように制作すること。なお、必要に応じ、モデルを使用すること。ただし、翌年以降、経費が発生しないようにすること。
- ⑤ 管内の観光パンフレット・観光案内マップ等をデジタルデータ（PDF可）として、サイト上で閲覧・印刷・ダウンロードできるアーカイブを作成すること。観光パンフレット・観光案内マップ等は15冊程度を予定
- ⑥ お知らせ・トピックスについては、協議会で任意に情報更新が可能であること。また、コンテンツ内のテキスト部分については、できる限り協議会で更新が可能であること。
- ⑦ バナーを2つ（240×70px、145×45pxを予定）作成すること（企画提案時には不要）。
- ⑧ モデルコースの設定や観光資源の抽出は受託者にて行うこと。ただし、受託者において収集が困難な素材については、必要に応じ委託者からも提供を行う。
- ⑨ 必要となる写真撮影、取材等、関係者からの許可取得及び日程の調整等、撮影・取材等に必要な準備は受託者で行うこと。
- ⑩ その他、上記以外にも効果的と考えられるコンテンツがあれば委託者へ提案し、協議の上決定する。
- ⑪ インバウンド対応の多言語機能（Google 翻訳機能等）をつけること。なお、言語は、英語、簡体字、繁体字及び韓国語とする。
- ⑫ SNSとの連携（ツイートボタン、いいねボタン等）に対応すること。
- ⑬ 5(1)を、リニューアルするウェブサイトに取り込んで制作すること。掲載する見学できる工場やものづくり体験施設（計30カ所程度を予定）については、取材等を行い掲載記事（掲載する写真の撮影又は調達、内容確認等含む）を受託者が作成すること。
- ⑭ 5(2)を紹介するウェブページを作成し、リニューアルするウェブサイトに取り込んで制作すること。その際、動画で紹介した施設等に興味を持ったユーザーが、スムーズに施設等を探ることができるよう工夫をすること。

(4) サイトの運営

- ① ドメインについては、現在使用している「<http://www.e-harima-tourism.jp/>」を使用すること。ただし、SSL化すること。
- ② サーバーは、受託者で準備すること（レンタルサーバーを使用しても良い）。本サイトが稼働しても十分な余裕があること。また、アクセス制限、ログ取得や随時

適切なセキュリティ対策を講じることが出来る等、保守、運用面を考慮して設定すること。

- ③ 検索エンジンで、上位表示されるような工夫をすること。
- ④ アクセス解析ができるようにすること。
- ⑤ 複数のスタッフでページ更新ができるよう、ユーザー管理と権限設定機能を有すること。
- ⑥ サーバー提供、ソフトウェア導入を含む経費は、令和3年度分は委託事業費に含むものとし、令和4年度以降は別途契約を締結する。令和4年度以降の保守管理の内容、経費（年間金額、消費税含む。）も提示すること。
- ⑦ その他運営に関しては協議会との意思疎通を高め、役割分担を確認しながら、応用力をもった対応をとること。

(5) セキュリティに関する要求

- ① ウイルス等の悪意ある脅威について、被害を未然に防ぎ、拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② ウェブサイトに掲載した文章・写真等のバックアップ（データベース及びファイル）を定期的に行い、障害が発生した場合には、早期に復旧を行うこと。
- ③ CMS等に深刻な脆弱性が判明した場合、迅速な対応を行えること。
- ④ セキュリティの精度を向上させること。

(6) 成果物にかかる権利等について

成果物にかかる著作権及び二次利用に係る権利は、協議会に帰属するものとする。

7 PR動画の業務要件

(1) 制作物

東播磨地域を訪問したくなる魅力あるPR動画を3本制作する。

- ・動画の縦横比は16対9とすること。
- ・解像度は1920×1080以上とすること。パソコン等で再生した場合に映像の縦横比が正しく表示されること。
- ・動画内にクレジット（東播磨産業・ツーリズム振興協議会）を入れること。

(2) 構成

- ① 東播磨地域ビジョンの理念「水辺・ものづくりのまちで生きる」を踏まえ、地域PR動画にふさわしいテーマを設定し、それに沿った観光施設、見学可能な工場やものづくり体験施設、場所等を選定し制作すること。

参照：改訂版東播磨地域ビジョン～水辺・ものづくりのまちで生きる～
※住民自らが地域の望ましい「将来像・夢」を描き、共有し、取り組んで
指針として策定

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ehk01/vision/vision1.html>

- ② 東播磨地域の3市2町に所在する観光施設、見学可能な工場やものづくり体験施設、場所等を、それぞれ1カ所以上選定すること。各市町のバランスに配慮すること。
- ③ PR動画は、1本あたり2分程度で制作すること。
- ④ いずれか1つのPR動画は、360度VR動画又はVR動画で作成すること。

複数となっても差し支えない。

※VR動画：CGで作られた世界や360度動画等の実写映像を「あたかもその場所に居るかのような没入感」で味わうことができる動画

- ⑤ 必要に応じ、動画に観光施設、場所等のテロップ、ナレーション、BGM等を入れること。ただし、翌年度以降、経費が発生しないようにすること。
- ⑥ 必要に応じ、モデルを使用すること。ただし、翌年度以降、経費が発生しないようにすること。

(3) 動画

受託者は、動画の制作に係る下記の作業全般及びその進行管理を行うこととする。

- ・映像の企画書を、協議会と調整の上作成
- ・企画書に基づくシナリオ・絵コンテ作成、スタッフィング及びキャスティング
- ・撮影計画を作成し、撮影に当たって必要となる関係者からの撮影許可取得及び日程の調整等、撮影に必要な準備を、協議会と調整の上実施
- ・決定した内容に基づき、現地にて撮影・収録
- ・撮影・収録に必要となるスタッフ、キャスト、機材、施設、車両及び消耗品等の手配・準備及び管理
- ・撮影機材については、商業用映像としての品質を維持できるものを使用すること。
- ・撮影・収録した素材を、決定した内容に基づき編集
- ・編集上必要となるテロップ作成等各種映像効果及びナレーション収録や各種効果音等音入れ作業のためのスタッフ、キャスト、機材、施設、車両及び消耗品等の手配・準備及び管理

(4) YouTube 等への掲載について

制作したPR動画は、YouTube（アカウント：東播磨県民局）に掲載し、5で制作するウェブサイトに取り込み、ウェブページのコンテンツとして活用し、効果的に情報発信すること。なお、YouTube からウェブサイトへ誘導すること。

(5) 成果物に係る権利等について

- ① 成果物に係る著作権及び二次利用に係る権利は、協議会に帰属するものとする。また、期間の制限無く無償で加工及び二次利用できるものとする。
- ② 成果物内において使用する映像素材及びBGM並びに背景に映り込む建造物、芸術品等で、他者の著作権及びその他の権利の及ぶものは、使用を避けること。やむを得ずこれらを使用する場合は、権利者から事前に書面にて、二次使用を含めた使用許諾及び事後についても権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。
- ③ ②の権利に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。

8 納入期限

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ・キャッチフレーズ、ロゴ（各2案） | 令和3年12月1日（水） |
| ・ウェブサイト納品
（令和4年3月1日から公開予定） | 公開予定日に合わせ納品 |
| ・PR動画
（ユーチューブへの掲載を含む。） | 公開予定日に合わせ納品 |
| ・バナー2個 | 公開予定日に合わせ納品 |

- ・ 操作説明会の実施 令和4年3月25日（金）
- ・ 委託事業報告書 令和4年3月25日（金）
- ・ 納品したものに係るサイト構成図、機能一覧表、
コンテンツファイル、サーバー設定、PR動画、
操作マニュアル等の電子データ（CD-R、DVD-R、
USBフラッシュメモリ等で納品） 令和4年3月25日（金）

9 個人情報等の取扱いについて

委託業務の実施に当たり取得した個人情報及び関係団体等の機密情報については、受託者において漏えいを防止するために必要かつ十分な措置を講じるものとし、委託業務の完了後においても同様とする。

10 特記事項

- (1) この仕様書に記載のない事項について、又は仕様書の内容に疑義を生じた場合は、協議会と協議の上対応すること。
- (2) 成果物に重大な誤りがあった場合は、原因者の責任と負担において、修正又は再制作等の措置を講ずるものとする。